

Micro Focus iPrint 3.0 エンドユーザ使用許諾契約書

本契約書は注意深くお読みください。本ソフトウェアをインストール、ダウンロード、使用することにより、お客様は本契約の条項に同意したものとします。本契約の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することはできません。ソフトウェアの購入先である当事者に問い合わせ、返金を受けてください。本ソフトウェアは、ライセンサーの許可を得ることなく、販売、譲渡、または再販売することはできません。

このエンドユーザ使用許諾契約(以下「本契約」という)は、お客様(団体または個人)とMicro Focus Software Inc. (以下「ライセンサー」という)との間で法律に基づいて締結されるものです。お客様がライセンスを取得した本契約に基づくソフトウェア製品、媒体および添付文書(以下総称して「本ソフトウェア」といいます)は、米国およびその他の国の著作権法および著作権条約によって保護されており、本ソフトウェアの所有および使用に関しては本契約の条項が適用されます。お客様が居住する国の法律が、地元の言語で契約することを要求している場合、お客様がライセンサーに対して書面による要求を行って入手することにより、本ソフトウェアのライセンスの購入に対して効力を発するものと見なされます。お客様がダウンロードまたは受領するソフトウェアのすべてのアップデート、モバイルアプリケーション、モジュール、アダプタまたはサポートリリース版は、使用許諾契約を伴わない限り、本ソフトウェアの一部であり、本契約が適用されるものとします。本ソフトウェアがアップデート版またはサポートリリース版である場合、そのアップデート版またはサポートリリース版をインストールまたは使用するには、アップデート版またはサポートリリース版が適用されるためのソフトウェアのバージョンおよび数量が有効にライセンスされていなければなりません。

許諾された使用

「ユーザ」とは、単一のディレクトリツリー内のユーザオブジェクト(または、クレジットカード情報やPIN番号を含むオブジェクトなど、人間を表すデータを格納する他のクラスのオブジェクト)を指します。このユーザオブジェクトは、人間に割り当てられるか、デバイスに割り当てられるかに関わりなく、(a)本ソフトウェアの任意の部分に対するアクセスまたは使用の権限、あるいは(b)本ソフトウェアによって管理されている製品(デバイス、ハードウェアまたはソフトウェア)に対するアクセスまたは使用の権限を持ちます。同一の個人を表し、単一のツリー内で相互にリンクしているか、複数のツリー間でリンクしているユーザオブジェクト(または他のクラスのオブジェクト)は、1ユーザとしてカウントされます。

Micro Focus iPrint製品は、お客様が使用を望む機能とクライアントソフトウェアに応じて、Desktop、Mobile、およびEnterpriseのライセンスオプションを提供します。以下のライセンスは、お客様が購入したライセンスオプションの種類および次に記載される制限付きDesktopライセンスエンタイトルメントの資格をお客様が得ているかどうかに基づき、お客様が使用するソフトウェアに適用されます。すべてのライセンスオプションにおいて、iPrintはお客様の業務遂行のためにのみ使用可能です。本契約において、サードパーティの利用のためにiPrintをホストすることは禁じられております。

iPrint Desktopユーザライセンス

iPrint Desktopユーザライセンス。Desktopソフトウェアの各ユーザのユーザライセンスを取得する必要があります。本Desktopソフトウェアにアクセスしたり、使用したりする各個人は、iPrintアプライアンスで自分に固有に割り当てられているユーザオブジェクトを少なくとも1つ持っており、そのユーザオブジェクトを介して本Desktopソフトウェアにアクセスする必要があります。iPrint Desktopユーザライセンスでは、iPrint Mobileソフトウェアを使用できません。

OES/NOWS保守カスタマおよびサブスクリプションエンタイトルメント。以下の制限付きライセンスエンタイトルメントは、お客様がMicro Focus Open Enterprise Server製品またはMicro Focus Open Workgroup Suite製品(以下「OES」という)の保守またはサブスクリプションを購入している場合に適用されます。本契約の条項に従い、ライセンサーは、お客様の保守またはサブスクリプション期間中、お客様のOESユーザにライセンスされたiPrint Desktopソフトウェアを使用する制限付きライセンスエンタイトルメントをお客様に付与します。お客様の制限付きiPrint Desktopライセンスで、お客様のOES保守またはサブスクリプション期間中、お客様のOESライセンスまたはサブスクリプションに適用されるものと同等の保守を受けられるものとします。デバイス単位でOESライセンスを購入した場合、デバイスのライセンス数と同数のiPrint Desktop制限付きライセンスを受けることができます。ライセンサー教育機関向けライセンス契約または学校向けライセンス契約(以下「ALAまたはSLA」という)でOESライセンスを購入している場合、お客様は、すべての認定ユーザ(お客様のALAまたはSLAの定義に従う)に対するiPrint Desktopソフトウェアを使用する資格が与えられます。この制限付きライセンスエンタイトルメントにはiPrint Mobileソフトウェアの使用は含まれません。(1)お客様のOESライセンスの保守またはサブスクリプション契約期間の途中解約または満了、(2)OESライセンスの合計数より保守契約の購入数が少なくなった場合の、いずれかの条件が満たされた時点で、本Desktopソフトウェアを使用するエンタイトルメントは終了し、お客様はシステムからiPrint Desktopソフトウェアを完全に削除する必要があります。

iPrint Mobileユーザライセンス

Mobileソフトウェアの各ユーザのユーザライセンスを取得する必要があります。本Mobileソフトウェアにアクセスしたり、使用したりする各個人は、iPrintアプライアンスで自分に固有に割り当てられているユーザオブジェクトを少なくとも1つ持っており、そのユ

ーザオブジェクトを介して本Mobileソフトウェアにアクセスする必要があります。iPrint Mobileライセンスでは、iPrint Desktopソフトウェアを使用できません。

iPrint Mobileアプリライセンス

ライセンサーは、お客様が法的に取得したiPrint Mobileユーザライセンスに関連して、Mobileアプリソフトウェアを複製および内部使用する非排他的、譲渡不可の権利をお客様に付与します。

ライセンサーは、お客様が法的に取得したiPrint Mobileユーザライセンスに関連して、WalkUp印刷ジョブを解放するためにMobileアプリソフトウェア機能を複製および内部使用する非排他的、譲渡不可の権利をお客様に付与します。Mobileアプリソフトウェアを、モバイル印刷に使用したり、WalkUp印刷ジョブを解放する目的以外で使用したりすることはできません。

iPrint Enterprise (Mobile & Desktop) ユーザライセンス

各iPrint Enterpriseユーザライセンスは、上記のDesktopユーザライセンスおよびMobileユーザライセンスの両方のライセンス権を付与します。

iPrint Enterprise (Mobile & Desktop) プリンタライセンス

プリンタライセンスは、各iPrintソフトウェアアプライアンスでユーザベースライセンスの代わりに使用することができます。iPrintソフトウェアアプライアンスの同一のインストール環境において、プリンタベースライセンスとユーザベースライセンスの両方を使用することは許可されていません。プリンタライセンスオプションの場合、お客様は、iPrintアプライアンスで作成したそれぞれのプリンタオブジェクトに対してプリンタライセンスを取得する必要があります。転送または他の方法を使って、直接的または間接的に使用される各プリンタには、iPrintアプライアンスでそれを表すためのプリンタオブジェクトがなければなりません。

iPrint Mobileの評価版ライセンス

iPrint Desktopのインストールには、iPrint Mobileの60日間の評価期間が含まれます。評価版ライセンスではサポートや保守が提供されず、iPrint Mobileは60日後に無効になります。

SLESアプライアンスライセンス。iPrintソフトウェアアプライアンスには、SUSE Linux Enterprise Server (SLES) 製品が含まれます。SLESの使用について、お客様は次の制限事項を認め同意します。本ソフトウェアと共に受け取るSLESに付随して、お客様にSLES使用許諾契約のライセンス許諾が与えられることがありますが、お客様はSLESを汎用的なオペレーティングシステムとして使用せず、本ソフトウェアを実行する目的のみに使用することに同意することとします。SLES使用許諾契約のコピーを受け取っていない場合は、<http://www.suse.com/licensing/eula/>から参照できます。

サードパーティコンポーネント。本ソフトウェアの使用に適用される追加条件は本文書に添付された付録に記載されています。ソフトウェアのレンダリング機能の内のあるものは、その機能を使用するために、ソフトウェアに含まれていないサードパーティの電子メール、ビューアまたは他の製品を必要とする場合があります。そのような場合、これらの製品を使用するためのライセンスを適切なベンダから取得することは、お客様自身が行う選択に基づきお客様の費用でお客様の責任において行うものとします。

テレメトリデータの収集に関する通知。本ソフトウェアは、製品の向上のため、お客様の製品の展開および使用状況に関する週間の最新情報を匿名ベースで収集してライセンサーに送信するよう、お客様によって随意に有効化できます。お客様は、本契約のご利用に同意いただくことで、お客様が選択した形態によるデータ収集に明示的に合意されたことになります。

評価版ソフトウェア。本ソフトウェアが評価版であるか、評価用に提供されている場合、ライセンサの権限のある代表者からの書面による承認がない限り、本ソフトウェアの使用に関するお客様のライセンスは、製造と関係のない内部評価目的のみに制限され、お客様によるソフトウェアの受領をカバーする評価オフリングの条項に準拠し、インストールしてから60日(または本ソフトウェア内で別途示される期間)経過後に期限切れとなります。評価期間満了後ただちに、お客様は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアにより実行された操作を元の状態に戻し、さらに本ソフトウェアをお客様のシステムから完全に削除する必要があります。ライセンサーの権限のある代表者からの書面による承認がない限り、ソフトウェアを再びダウンロードすることはできません。本ソフトウェアには、一定期間を過ぎるとその使用を不可能にする自動無効化メカニズムが含まれていることがあります。

制限事項

使用許諾制限事項。お客様に明示的に許諾されていないすべての権利は、ライセンサーが留保します。本ソフトウェアの使用は、内部使用の目的でのみ許諾されます。本契約で明示的に許可されている場合を除き、次の行為は禁止されています：(1) 該当する法律で明示的に許可された範囲を超えた、本ソフトウェアの複製(バックアップ目的を除く)、修正、改変、派生物の生成、リバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブル。(2) ライセンサーの書面による許可なく、本ソフトウェアを移譲、割り当て、担

保化、レンタル、時間貸し、ホスト、リースする、または本契約に基づくお客様のライセンスや権限の全部または一部を再使用許諾する。(3)本ソフトウェアまたは文書の特許、商標、著作権、企業秘密または他の所有権通知やラベルを削除する。(4)事前のライセンスの書面による許可なく、本ソフトウェアのパフォーマンス、機能、その他の評価またはベンチマークテストの結果を第三者に開示する。

ホストに関する制限。お客様が、お客様に代わり第三者により本ソフトウェアを管理、ホスト(リモートまたは仮想)または使用することを希望する場合、(1)下記の「検証」の項を含むがこれに限定されない、本契約に含まれる契約条件と少なくとも同程度の禁止/制限を規定する、ソフトウェアのライセンスの権利を保護する契約条件が記載された有効かつ法的拘束力のある契約を第三者と結び、(2)お客様の利益となる場合のみを除き、そのような第三者の使用を禁止し、(3)そのような第三者による上記の契約条件のいかなる違反に関しライセンスに対して全責任を負うものとします。

スイートライセンス。お客様に付与された本ソフトウェアのライセンスがスイート製品に関するものである場合は、ライセンスごとに1人のユーザのみがスイート内の製品を使用できます。スイートライセンスでは、ユーザ単位でライセンスを受けた場合は複数のユーザがスイート内の個々の製品を使用することはできず、デバイスまたはサーバ単位でライセンスを受けた場合は複数のデバイスがスイート内の個々の製品を使用することはできません。

アップグレードソフトウェア。この項は、お客様がアップグレード価格設定に基づいて本ソフトウェアを購入した場合、または他の方法により本ソフトウェアのアップグレードまたはアップデートを取得した場合に適用されます。オリジナル製品とは、お客様がアップグレードする製品をいいます。お客様は、元の製品の承認されたユーザである場合にのみ本ソフトウェアを使用する権限を持ち、元のソフトウェアについて承認を受けたライセンスの数を超えることなく、元の製品のライセンス数を1対1で置き換えるために本ソフトウェアを使用できます。本契約は、元の製品の残りのユニットに関するいかなる使用許諾契約にも取って替わり優先されるものとします。本契約は、これが付随する本ソフトウェア(製品およびバージョンごと)に固有のものであり、ライセンサーから明示的な書面による許可を受けている場合を除き、お客様のソフトウェアのライセンス数を別の製品またはバージョンに再び割り当てることはできません。

保守およびサポート。ライセンサーは、サポートサービスが明示的に含まれる提供物をお客様が購入した場合を除き、サポートサービスを提供する義務を負いません。お客様がこうした製品を購入したけれども、そのサポートサービスに適用される別途の契約がない場合は、本契約の条項がこうしたサポートサービス(以下「本サービス」といいます)の提供に対して適用されるものとします。ライセンサーが現在提供しているサポートの詳細については、<https://www.microfocus.com/support-and-services#>を参照してください。

所有権

本ソフトウェアのタイトルまたは所有権は、お客様に移譲されないものとします。本ソフトウェア(一部または全体の翻案および複製を含む)と本サービスのすべての知的所有権に関するあらゆる権利、タイトル、および権益は、ライセンサーまたはその第三者のライセンサーが留保します。お客様が取得するのは、本ソフトウェアを使用する条件付きのライセンス(使用权)のみです。本ソフトウェアによりアクセスされるコンテンツに関連するタイトル、所有権、および知的所有権は該当するコンテンツ所有者の財産であり、該当する著作権法または他の法律により保護されている場合があります。本契約は、そのようなコンテンツに対する権利をお客様に与えるものではありません。

限定保証

お客様の購入日から90日間、ライセンサーは、本ソフトウェアが、実質的に添付のマニュアルに従って動作することを保証します。購入日から90日以内にお客様が不具合をライセンサーに報告した場合、ライセンサーの判断で、不具合を解決するか、またはお客様が本ソフトウェアのために支払ったライセンス料を返金します。ただし、本ソフトウェアを許可されていない方法で使用または改変した場合、この保証は無効になります。前述の保証は、お客様がご利用できる唯一かつ排他的は救済策であり、明示的または黙示的な他のすべての保証に代わるものです。前述の保証は、無償で提供された本ソフトウェアには適用されません。いかなる保証も致しません。本保証内容は、本ソフトウェアに対する弊社の保証の全てであり、弊社は、本保証以外の如何なる明示または黙示の保証責任も負いません。

サービス。ライセンサーは、購入された本サービスが、一般的に認められた業界基準の専門家としての技術で提供されることを保証します。この保証は、本サービスが提供されてから30日間有効です。本保証に違反があった場合のライセンサーの義務は、本保証に準拠するように本サービスを修正するか、ライセンサーの判断により、本保証に準拠しなかった本サービスの一部に対してお客様がライセンサーに支払った金額を返却することのみに限定されます。お客様は、お客様のシステムを切り離すかまたはバックアップするための適切な手段を講じるものとします。

本ソフトウェアは、原子力施設の運転、航空機管制システム、通信システム、制御システム、生命維持装置、兵器システム、または本ソフトウェアの故障が人命、人体の傷害または重大な物理的損害もしくは環境破壊に直結する可能性のあるその他の用途など、絶対安全な運用が要求される危険な環境下でのオンライン制御装置とともに使用または配布することを目的に設計または製造されておらず、そのような用途も想定しておりません。

ライセンサー以外の製品。本ソフトウェアには、ライセンサー以外の第三者によって使用許諾または販売されたハードウェア、他のソフトウェアプログラムまたはサービスが含まれている場合や、バンドルされている場合があります。ライセンサーは、ライセンサー以外の製品またはサービスに対する保証は行いません。当該製品またはサービスは現状有姿で提供されるものであり、。ライセンサー以外の製品に対する保証サービスは、そのサービスが存在する場合、製品のライセンサーにより、該当するライセンサーの保証に従って提供されるものとします。

ライセンサーは、法律で別途制限される場合を除き、本ソフトウェアの商品性、特定の用途への適合性、タイトル、または第三者の知的所有権の侵害、取引過程・利用・商慣習から生じる権利侵害がないことを含む、いかなる黙示的保証も否認し、排除します。ライセンサーは、この限定保証条項で明示的に規定されていない保証、表示、または約束は一切行いません。ライセンサーは、本ソフトウェアまたは本サービスがお客様の要件を満たすことも、すべてのオペレーティングシステム、または本ソフトウェアや本サービスの操作が中断されないことまたはエラーがないことも保証しません。前述の除外事項と免責条項は本契約の本質部分であり、製品の価格決定の基礎を成しています。保証の一定の排除および制限を認めていない法的区域があるため、上述の制限の一部がお客様に適用されないことがあります。この限定保証は、お客様に特定の権利を与えます。お客様は、州または法的区域によって異なる他の権利を持つことがあります。

責任の制限

結果的損失。ライセンサーも、いかなる第三者のライセンサー、子会社または従業員も、逸失利益、事業の中断、データの喪失を含むがこれに限定されない、契約違反、過失、厳格責任または他の不正行為、法律上の義務の違反、全部求償または部分求償に起因する、特別損害、偶発的損害、結果的損害、間接的損害、不法行為、経済的損害または懲罰的損害について、当該損害発生の可能性が告知されていた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

直接的損害。いかなる場合でも、財産に対するまたは人的な直接損害(それが一件の案件または一連の案件におけるかにかかわりなく)に対するライセンサーの賠償責任総額は、お客様がクレームの原因となった本ソフトウェアまたはサービスの対価として支払った支払総額の1.25倍の金額を限度とします(また、お客様が本ソフトウェアを無償で取得した場合は、50米ドルを限度とします)。前述の除外や制限は、ライセンサーや従業員、エージェント、契約者の不正行為に起因する人命または身体的損害に関連するクレームには適用されません。タイトルまたは本契約に従って入手したすべてのソフトウェアの平穩享有についての暗黙的条項の不履行、もしくは悪意不実表示に関する損害を含むがこれに限定されない、損害の除外または制限が認められない管轄区域では、ライセンサーの責任はそれらの管轄区域で認められる最大限の範囲で制限または除外されるものとします。

一般条項

期間。本契約は、お客様が合法的に本ソフトウェアを取得した日に有効となり、お客様が本契約の条件に違反した場合に自動的に終了します。本ソフトウェアがサブスクリプションに基づいてお客様に提供される場合は、本ソフトウェアを所有または使用する場合のお客様の権利は、該当するサブスクリプション期間の終了時に終了します。本契約または該当するサブスクリプションの期間が終了次第、本ソフトウェアとすべての複製物を廃棄するか、またはライセンサーに返却の上、お客様のシステムから本ソフトウェアを削除するものとします。

検証。ライセンサーはお客様が本契約を順守していることを検証する権利を有します。お客様は以下を行うことに同意します。(1) 本ソフトウェアの不正な複製、配布、インストール、使用、または本ソフトウェアへの不正アクセスを防止するために内部的な防衛策を講じる。(2) 本契約(その「製品使用权に関する付録」を含む)の順守を証明するのに十分な記録を保持し、ライセンサの要請に応じて、かかる記録に基づく基準/レポートを提供および証明し、複製物の数(製品およびバージョンごと)、および本ソフトウェアのお客様によるライセンス取得と展開に合理的に関連しうるネットワークアーキテクチャの両方について説明する。(3) ライセンサの代表者または独立の監査官(以下「監査官」という)が、お客様の通常の営業時間内に、ライセンサのソフトウェア製品に関するライセンス条項の順守を確認するために、お客様またはお客様の契約者のコンピュータおよび記録を検査して監査することを認める。ライセンサーおよび監査官が、お客様の機密情報を保護するという署名入りの書面を提示した場合、お客様はかかる監査に全面的に協力し、必要な支援と記録およびコンピュータへのアクセスを提供するものとします。監査において、いずれかの時点でお客様がライセンス外の本ソフトウェアのインストール、使用、または本ソフトウェアへのアクセスを行っていたことが明らかとなった場合、お客様は、不足分の数量および期間を満たす十分なライセンスならびに関連保守を、別途適用される割引の恩恵を受けずに、30 日以内に購入します。5%を超える重大なライセンス不足が発覚した場合、お客様は、監査において発生した費用をライセンサーに支払わなければなりません。

第三者のソフトウェアとオープンソース。本契約のいかなる内容も、本ソフトウェアに含まれる任意のオープンソースコードに適用できるオープンソースライセンスの下で、お客様が所有する権利または義務、あるいはお客様が準拠する条件に対して、制約、制限、または他の方法による影響を与えないものとします。本ソフトウェアは、別段の条件またはライセンサー以外のライセンサー、もしくはその両方により使用許諾された、他のソフトウェアプログラムを含んでいるか、またはこのような他のソフトウェアプログラムにバンドルされている場合があります。別の使用許諾契約の下にあるソフトウェアプログラムの使用は、その使用許諾契約に準拠するものとします。本ソフトウェアと共に提供される第三者のソフトウェアは、お客様の判断でご使用ください。

移譲。本契約および本ソフトウェアの使用に関連して購入したライセンスは、ライセンサーからの書面による事前許可なしに、お客様が移譲または譲渡することはできません。そのようないかなる移譲または譲渡も無効であり効力を持ちません。

法律。本契約の下で生じる、または本契約に関連する状況すべては、抵触法の定めに関わらず、米国およびユタ州の法律に準拠します。本契約の下で生じる、または本契約に関連する訴訟、法的措置はすべて、ユタ州の管轄裁判所の連邦裁判所または州立裁判

所にのみ提訴することができます。一方の契約の当事者が本契約に関連して訴訟を起こす場合、勝訴当事者は合理的な弁護士費用を要求する権利を有しています。ただし、お客様の主たる住居のある国が、欧州連合または欧州自由貿易連合の加盟国である場合、(1)本契約に関連した訴訟手続きを審理し判決を下す専属管轄権は、アイルランドの裁判所が持ちます。(2)本契約は、その国の法令により管理され、法的措置はすべて、その国の管轄裁判所に提訴します。国際物品売買契約に関する国連条約の適用は、明示的に除外するものとします。

完全合意。本契約やその他の購買文書、または他のお客様とライセンサーの間の契約は、両者の完全な理解および合意を規定したものであり、お客様とライセンサーの権限のある代表者によって合意された書面によってのみ、修正または変更できます。ライセンサー、卸売業者、販売店、小売店、再販業者、販売員、従業員には、本契約を変更したり、本契約の条項に相違するか追加される表明もしくは約束を行う権限はありません。

権利放棄。本契約に基づく権利の放棄は、その拘束を受ける当事者の正式な代表者が署名した書面によるのでない限り、有効になりません。契約違反または不履行に基づく過去および現在の権利の放棄は、本契約に基づいて生じる将来の権利の放棄とみなされることはありません。

可分性。本契約のいずれかの条項が、無効であるかまたは法的強制力がない場合は、その無効性または法的強制力のなさを排除するため、その条項に対して、必要な程度まで、解釈の変更、制限、修正、または必要に応じて分離が行われ、本契約の他の条項はこれに影響されません。

輸出法令準拠。本契約の下で提供されるライセンサーの製品または技術情報はすべて、米国輸出管理規則(EAR)に従うものとし、お客様はEARを順守することに同意するものとします。ライセンサーの製品を、(1)米国輸出管理規則で指定された国、(2)核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル技術、宇宙ロケット、気象観測ロケット、または無人航空機の設計、開発、製造のために、ライセンサーの製品を利用しようとしている、お客様が知るまたは知るに足る理由があるエンドユーザ、(3)米国政府の連邦機関より輸出管理規定に参加することを禁止されたエンドユーザに対して、直接的または間接的に、輸出または再輸出することはできません。本ソフトウェアをダウンロードまたは使用することにより、前述の条項に同意したものとし、お客様がかかる国に滞在していない、その管理下になく、またはその国民もしくは居住者ではない、かかるリストに載せられていないことを表明および保証するものとします。さらに、ライセンサーの製品を輸入、輸出、使用する権利に影響を及ぼす可能性のある、お客様の管轄裁判所のいかなる現地の法律を順守する責任があります。EARに従って製品を輸出する際には、米国商務省産業安全保障局のWeb ページ (www.bis.doc.gov) で事前にご確認ください。適切な輸出規制品目分類番号(Export Control Classification Number, ECCN)および関連するライセンスの例外(該当する場合)など、本ソフトウェアの輸出の詳細については、www.Novell.com/info/exports/ を参照してください。要求に応じて、ライセンサーの国際貿易サービス部門は、ライセンサーの製品の適切な輸出規制に関する情報を提供します。ライセンサーは、必要な輸出許可の取得をお客様が怠った場合の責任は問われないものとします。

米国政府の権利制限。お客様が米国政府の場合には、成果物の使用、複製、開示はFAR 52.227-14 (Dec 2007) Alternate III (Dec 2007)、FAR 52.227-19 (Dec 2007)、もしくはDFARS 252.227-7013(b) (3) (Nov 1995) またはこれらの修正条項に定める制限事項に従うことを条件とします。製造者は、ライセンサーである、またはライセンサーを代表する、Micro Focus (US), Inc., 700 King Farm Blvd., Suite 400, Rockville, MD 20850です。
(02142017)

付録

サードパーティコンポーネント

APPLE:

iPrintアプリiOS版ソフトウェアを使用する場合、ソフトウェアにはAppleからライセンスされた知的財産が含まれる可能性があります。Appleにより、ライセンサーは本契約書に最低限の条項を含むことが求められています。かかるソフトウェアを使用するにあたり、以下の条項に同意および合意するものとします(本付録で「ライセンスされたアプリケーション」は、iPrintアプリケーションiOS版を指します)。

1. 合意: 本契約書がお客様とAppleの間ではなく、お客様とライセンサーの間のみで交わされること、およびAppleでなくライセンサーがライセンスされたアプリケーションとそれに関するコンテンツについて全責任を負うことに合意したものとします。本契約書によって定められた利用規約の範囲が、ライセンスされたアプリケーションに対して規定された利用規約がApp Storeサービス利用規約と比べて制限的でない、または矛盾している場合、App Store Terms of Serviceのより制限的な条項も適用されるものとします。

2. ライセンスの範囲: ライセンスされたアプリケーションの使用を目的とするライセンスは、App Storeサービス利用規約によって規定された利用規約によって許可された、お客様が所有または操作するiOS製品の使用を目的とする、譲渡不可のライセンスに限定されます。

3. 保守とサポート: ライセンスされたアプリケーションに対し、Appleは保守とサポートサービスを提供する義務が一切ないことに合意したものとします。

4. 保証: ライセンスされたアプリケーションがいかなる該当する保証への準拠に失敗した場合、契約書の返金条項に従ってAppleに通知すると、Appleはライセンスされたアプリケーションの購入価格を返金します。該当する法律の最大限の範囲において、Appleはライセンスされたアプリケーションに対し、保証の責任は一切負わないものとします。

5. 製品に関する請求: Appleが次の場合含む、ライセンスされたアプリケーション、そのライセンスされたアプリケーションの占有/使用に関連する、いかなる請求に対応する責任を負わないことに合意するものとしますが、これに限定されません: (i) 製品責任に関する請求。(ii) ライセンスされたアプリケーションが該当する法律上または規制上の要件への準拠に失敗した請求。(iii) 消費者保護または類似した法律に起因する請求。

6. 知的所有権: 第三者が、ライセンスされたアプリケーションまたはお客様によるその使用が第三者の知的所有権を侵害していると申し立てた場合、Appleはいかなる知的所有権の侵害に対する調査、抗弁、和解、および免責に関して責任を負わないことに合意するものとします。

7. 法律の順守: 次の記述内容を表明および保証するものとします: (i) 米国政府の禁輸措置の影響下にある、または米国政府が「テロ支援」国家に指定した国にお客様が居住していないこと。(ii) お客様がいかなる米国政府の禁止または制限リストに掲載されていないこと。

8. 第三者の契約条件: アプリケーションを使用する場合、該当する第三者の契約条件に準拠する必要があります。例: VoIP を使用する場合、ライセンスされたアプリケーションを使用する際にワイヤレスデータサービス契約を違反しない必要があります。

9. 第三者の受益者: Apple、およびその子会社は本契約の第三者の受益者です。本契約書の条項を受諾し次第、Appleは第三者の受益者として本契約を強制する権利を有する(およびその権利を受諾したとみなす)ものとします。

ORACLE:

本ソフトウェアにはOracle America, Inc (以下「Oracle」という)からライセンサーによりライセンスされたビューアソフトウェアが含まれており、Oracle JDBCドライバが含まれている場合があります。この付録において、「プログラム」とは、Oracleのビューアソフトウェア、関連するOracleコンポーネントおよびOracle JDBCドライバを指します。Oracleは、本プログラムの使用に関して以下に合意することを要求します。

利用規約

1. 本プログラムの利用はソフトウェアの範囲およびお客様の内部企業運営に限られます。お客様は、お客様の内部業務の代理として代理業者、請負業者、委託業者、および従業員以外のユーザに本プログラムの使用を許可することができます。お客様はエンドユーザ使用許諾契約の条件に従い、それらの業者による本ソフトウェアの使用およびエンドユーザ使用許諾契約の順守に責任を負います。プログラムの物理的管理および管理統制は、エンドユーザ使用許諾契約を執行する法人が保持する必要があります。

2. 禁止事項を以下に記載します。(a) 本プログラムの転送。ソフトウェアが本プログラムを物理デバイスに埋め込むタイプのものであり、コンピュータが故障した場合に一時的に転送する場合を除く。(b) 他の個人や団体に本プログラムまたはその権利を委譲、譲渡または転送すること(本プログラムの担保権を設定した場合でも、担保権者には本プログラムの使用および転送する権利は生じない)。

3. Oracleまたはそのライセンサは、プログラムに関するあらゆる所有権および知的財産権を保持します。

4. 禁止事項を以下に記載します。(a) レンタル、共同使用、会員サービス、ホスティング、またはアウトソーシング目的でプログラムを使用すること。(b) プログラムマークあるいはOracleまたはそのライセンサの所有権を示す情報を削除したり変更したりすること。(c) サードパーティの業務で使用する目的でエンドユーザがサードパーティに任意の方法でプログラムを利用させること(そのようなアクセスが特定のプログラムライセンスに対して明示的に許可されている場合を除く)。(d) プログラムのリバースエンジニアリング(法律や相互運用の目的で要求される場合を除く)、分解、または逆コンパイルを行うこと(以上の禁止事項にはデータ構造またはプログラムによって生成される類似の資料の調査も含まれるがそれらに限定されない)。(e) プログラムに関して実施されたベンチマーク結果を公表すること。

5. 本プログラムまたはその直接の製作物のいずれもが該当法に違反して直接的または間接的に輸出されることがないように、米国のあらゆる輸出関連法および規制、ならびに該当するその他の輸出入法に完全に準拠する必要があります。米国統一コンピュータ情報取引法(Uniform Computer Information Transactions Act)のソフトウェアは除外されます。

6. 本プログラムはこの制限ライセンスに従うものであり、当ソフトウェアと併せた使用のみが許可されます。プログラムの変更は許可されていません。エンドユーザ使用許諾契約の終了時には、お客様は本プログラムおよびその文書のすべてのコピーの使用を中止して破棄するものとします。

7. お客様は、ライセンサーが、お客様による本プログラムの利用を監査し、監査結果をOracleに報告したり、お客様の費用でOracleがこの監査を実施したりできることに同意するものとします。本プログラムに関して本契約の第三の受益者としてOracleを指名することに同意するものとします。Oracleは、ライセンサーとOracleの間で事前に合意された内容以外、お客様に対していかなる義務も責務も負いません。

8. 適用法によって認められる範囲において、Oracleは次の内容に関して一切責任を負いません。(a) 間接的、直接的、偶発的、特別、懲罰的、または結果的なあらゆる損害、および(b) プログラムの使用によって生じる利益、収益、データ、またはデータ使用のあらゆる損失。

9. 一部のプログラムには、Oracleが当該プログラムの標準的な出荷として提供するソースコードが含まれる場合があります。かかるソースコードは本エンドユーザ使用許諾契約の条項に準拠するものとします。一部のOracleプログラムでの使用に適しているか

必要なサードパーティの技術は、本ソフトウェアの文書または別途通知されている方法で指定されます。当該のサードパーティの技術は、本エンドユーザ使用許諾契約の条項ではなく、本ソフトウェアの文書または別途通知されている方法で指定されたサードパーティ使用許諾契約の条項に従って、プログラムでの使用のためにのみ、お客様にライセンス許諾されます。

(2013年2月)

Agfa Monotype Corporationは、本ソフトウェアのマニュアルに記載されたサードパーティ使用許諾の項にある、Agfa Monotype Corporationエンドユーザ契約に合意することを要求します。